

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	二	○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	四三
○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	二	○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四四
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部生活安全企画課)	二	○みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	四四
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課等)	三	○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四五
○知事等の給与の特例に関する条例	(人事課)	四	○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	四七
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五	○消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(消費生活・文化課)	四九
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六	○青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(共同企画社会推進課)	四九
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	七	○社会福祉施設条例の一部を改正する条例	(保健福祉総務課)	五〇
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	三五	○地域医療介護総合確保推進委員会条例	(医療整備課)	五一
○教育長の勤務時間等に関する条例	(教育庁総務課)	三六	○歯科技工士国家試験委員条例を廃止する条例	(同)	五二
○貸付資金に関する特別会計条例の一部を改正する条例	(財政課)	三六	○看護学生修学資金貸付条例及び被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(同)	五二
○手数料条例の一部を改正する条例	(同)	三六	○介護老人保健施設等の臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	五二
○文化財保護条例の一部を改正する条例	(教育庁文化財保護課)	三八	○介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五三
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部交通企画課)	三八	○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五四
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(税務課等)	四二	○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五五
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(同)	四二	○慢性疾病児童等地域支援協議会条例	(疾病・感染症対策室)	五八
			○子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	五九
			○婦人保護施設条例の一部を改正する条例	(同)	六〇

○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	六〇
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	六〇
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	六〇
○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	(同)	六一
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	六一
○森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	(林業振興課)	六一
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(防災砂防課)	六二
○宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	六二
○建築士法施行条例の一部を改正する条例	(同)	六三
○建築基準条例の一部を改正する条例	(同)	六三

条 例

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「田子三丁目まで」の下に「、田子西三丁目、田子西三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「四、三七〇人」を「四、三三三人」に、「三、八三一人」を「三、八〇一人」に改め、同項第十号中「一八、九七三人」を「一八、九三六人」に改め、同条第三項中「二七人」を「二六人」に、「二七〇人」を「二六九人」に、「一、一〇七人」を「一、〇九九人」に、「一、一四六人」を「一、一三六人」に、「二、一八一人」を「二、一七一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和四十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

迷惑行為防止条例

第一条及び第二条中「公衆」を「人」に、「暴力的不良行為等」を「行為」に改める。

第三条第一項中「次の各号に掲げる行為」を「多数でうるつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すぐむ等不安を覚えさせるような言動」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「ゆえなく」を「故なく」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(卑わいな行為の禁止)

第三条の二 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。
- 二 人の下着又は身体(これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。)をのぞき見すること。

三人の下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下「写真機等」という。)を向け、若しくは設置すること。

四 前三号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、人の衣服等を透かして見ることのできる写真機等を用いて、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着等を見、又は撮影してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、住居、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けられない状態にいるような場所で当該状態にある人を撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。

4 何人も、正当な理由がないのに、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所において、人の下着等を撮影してはならない。

第二十一条を第二十三条とする。

第二十条中「第十五条第一項第三号、第十六条、第十七条第一項第三号」を「第十七条第一項第四号、第十八条、第十九条第一項第三号」に、「第十八条」を「第二十条」に改め、同条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とする。

第十七条第一項第一号中「第三条第一項第一号又は第二項」を「第三条」に改め、同条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条の前の見出しを削り、同条第一項第一号中「第三条第一項第二号」を「第三条の二第二項から第三項まで」に改め、「者」の下に「前条第一項第一号の規定に該当する者を除く。」を加え、同項第三号中「第十三条」を「第十四条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十二条の規定に違反した者

第十五条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の二第一項(第三号に係る部分に限る)、第二項又は第三項の規定に違反して撮影した者

二 第三条の二第四項の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(嫌がらせ行為の禁止)

第十二条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条

第二項に規定するストーカー行為を除く。)を反復してしてはならない。この場合において、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他の電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信であつて、特定の者に対し通信文その他の情報を使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に表示されるようにすることに)より伝達するためのものを(いう。)の送信をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

に関する条例

(職員定数条例の一部改正)

第一条 職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(教育長を除く。)」を削る。

(暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正)

第二条 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例(平成二十一年宮城県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

(宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と公務員及び他の地方公共団体の職員としての在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第三条 宮城県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と公務員及び他の地方公共団体の職員としての在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)」による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律「に改め、「昭和三十二年法律第六十二号」の下に」。以下「旧地教法」という。」を加え、「同法第十九条第一項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第一項」に改め、同条第四項第二号イ中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「旧地教法」に、「同法第十九条第二項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第二項」に改める。

(教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第四条 教育委員会の委員の定数を定める条例(平成十二年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

「六人」を「五人」に改める。

(県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第五条 県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第四十四号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の場合においては、第一条の規定による改正後の職員定数条例第一条の規定及び第四条の規定による改正後の教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の職員定数条例第一条の規定及び第四条の規定による改正前の教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第二条第一項の場合における第二条の規定による改正後の暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第四条第一項の規定の適用については、同項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)第二十五条第一項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)」による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)第二十六条第一項」とする。

4 改正法附則第二条第一項の場合においては、第五条の規定による廃止前の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

知事等の給与の特例に関する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号。以下「特別職給与等条例」という。)第二条の知事等の給料の月額は、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に係るものに限り、特別職給与等条例第三条の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与等条例別表第一の給与額欄に掲げる月額(以下「基礎額」という。)から、知事にあつては基礎額に百分の五、副知事にあつては基礎額に百分の四、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員にあつては基礎額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六

号) 附則第二条第一項の場合におけるこの条例の適用については、この条例中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

知事等	知事等（教育長を除く。）及び教育長
第三条	第三条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成二十七年宮城県条例第四号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第五十五条の規定による廃止前の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第四十四号。以下「旧教育長給与等条例」という。）第二条第二項
掲げる月額	掲げる月額又は旧教育長給与等条例第二条第二項の給料の額
教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員	公営企業管理者及び常勤の監査委員並びに教育長

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

○宮城県条例第六号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「百分の四十二、」の下に「教育長及び」を加える。

第七条第一項の後段として次のように加える。

この場合において、その報酬額が月額及び日額をもつて定められている委員等の報酬は、月額をもつて定められている報酬額に勤務一日につき日額をもつて定められている報酬額を加えた額とする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八条第一項中「報酬額が月額をもつて定められている場合」を「月額の報酬（月額をもつて定められている報酬額の報酬をいう。以下同じ。）」に、「者には、その日から報酬を支給し、」を「日から」に、「ときには、その日まで報酬を」を「日まで」に改め、同条第二項中「報酬額」を「月額をもつて定められている報酬額」に、「報酬を」を「月額の報酬を」に改める。

第八条の二中「報酬額が月額をもつて定められている委員等であつて」を「委員等の月額の報酬は、」に改め、「の報酬」を削る。

第九条中「報酬額が月額をもつて定められている場合の」を削り、「給料」を「給与」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、日額をもつて定められている報酬額の報酬は、その都度支給することができる。

別表第一 公営企業管理者の項から内水面漁場管理委員会の項までを次のように改める。

教 育 長	同	同	九〇〇、〇〇〇円
公 営 企 業 管 理 者	同	同	九〇〇、〇〇〇円
識見を有する者のうちから選任された者	常 勤	同	六八五、〇〇〇円
識見を有する者のうちから選任された者	非 常 勤	同	一九七、五〇〇円
議会の議員のうちから選任された者	報 酬	同	一六、三〇〇円
選挙管理委員会	委 員 長	同	七〇、五〇〇円
選挙管理委員会	委 員	同	一六、三〇〇円
公安委員会	委 員 長	同	一〇一、三〇〇円
公安委員会	委 員	同	一六、三〇〇円
教育委員会	委 員 長	同	一〇一、三〇〇円
教育委員会	委 員	同	一六、三〇〇円
人事委員会	委 員 長	同	一〇一、三〇〇円
人事委員会	委 員	同	一六、三〇〇円

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
 (経過措置)

内水面漁場管理委員会			海区漁業調整委員会			収用委員会					労働委員会					
専 門 委 員	委 員	会 長	専 門 委 員	委 員	会 長	仲 裁 委 員	あ つ せ ん 委 員	予 備 委 員	委 員	会 長	あ つ せ ん 員	特 別 調 整 委 員	労 働 者 委 員	使 用 者 委 員	公 益 委 員	会 長
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日 額	日 額	日 額	日 額	日 額	日 額	同	同	日 額	日 額	日 額	同	日 額	日 額	日 額	日 額	日 額
一 六、 三〇〇 円	二 二、 一六、 三〇〇 円	二 九、 一六、 三〇〇 円	一 六、 三〇〇 円	二 二、 一六、 三〇〇 円	二 九、 一六、 三〇〇 円	一 六、 三〇〇 円	一 六、 三〇〇 円	一 六、 三〇〇 円	一 八、 五〇〇 円	一 〇、 三〇〇 円	一 六、 三〇〇 円	一 〇、 一六、 三〇〇 円	一 〇、 一六、 三〇〇 円	一 〇、 一六、 三〇〇 円	一 七、 七〇〇 円	一 二、 〇、 三〇〇 円
同	同	同	同	同	六 級											

附則

(施行期日)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、改正後の第五条第三項並びに別表第一教育長の項及び教育委員会の委員の項の規定は適用せず、改正前の第五条第三項及び別表第一教育委員会の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同表教育委員会の項中

教育委員会	
委 員 長	同
委 員	同
日 額	二 四、 一〇〇〇 円

とあるのは、

教育委員会	
委 員 長	同
委 員	同
日 額	一 〇、 一六、 三〇〇 円

とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第一項第六号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

第十四条の二第一項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第十六条第一項第一号中「宮城県拓桃医療療育センターその他」を削り、同条第二項第一号中「及び第二号イ」を削り、同項第四号を削り、同項第三号中「作業に従事した日一日」を「死体一体」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第二号イ及び第三号の作業 死体一体につき三千二百円

第十六条第三項中「同項第二号イ及びロの作業に従事した場合にあつては同号ロの作業に係る手当を」を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十六条第二項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第三号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第四号中「二千四百円」を「三千円」に改める。

第三十六条第一項中「勤務時間」の下に「職員勤務時間条例第十条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。」を、「深夜」の下に「午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十四条の二第一項の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項の表三級地の項中

百分の十二

を

百分の十三

に改め、同表五級地の項を次のように改める。

五級地	多賀城市	百分の二
-----	------	------

第十一条の二第二項の表に次のように加える。

六級地

仙台市及び多賀城市を除く宮城県内の地域

百分の一・五

第十一条の八第二項中「四万五千円」を「七万円」に改める。

第十八条の二第一項中「をいう。」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十八条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第二十一条の九第二項中「、第十一条の八」を削る。

附則第三十四項中「又は五級地の項」を、「五級地の項又は六級地の項」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	

	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
再任	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
用職	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
員以	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
外の	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
職員	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			

	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300					
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500					
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700					
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000					
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
	94		292,500	340,300	379,200						
	95		292,900	340,800	379,600						
	96		293,300	341,200	380,000						
	97		293,500	341,300	380,300						
	98		293,800	341,800	380,800						
	99		294,200	342,200	381,200						
	100		294,600	342,500	381,600						
	101		294,800	342,800	381,900						
	102		295,100	343,200							
	103		295,500	343,600							
	104		295,800	344,000							
	105		296,000	344,500							
	106		296,300	344,900							
	107		296,700	345,300							
	108		297,000	345,700							
	109		297,200	346,200							
	110		297,600	346,600							
	111		298,000	346,900							
	112		298,300	347,200							
	113		298,400	347,700							
	114		298,700								
	115		299,000								
	116		299,400								
	117		299,600								
	118		299,800								
	119		300,100								
	120		300,400								
	121		300,800								
	122		301,000								
	123		301,300								
	124		301,600								
	125		301,900								
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第二（第四条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900

	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
	59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
	60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
	61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
	62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
	63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
	64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
	65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
	66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
	67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
	70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
	71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
	72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
	73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
	74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
	75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
	76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		
	85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300		
	86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100			
	87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400			
	88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600			
	89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800			
	90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100			
	91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400			
	92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600			
	93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800			
	94	298,100	321,800	348,200	381,800	413,700				
	95	299,300	323,200	349,700	382,400	414,100				
	96	300,600	324,500	351,200	382,900	414,500				
	97	301,700	325,700	352,500	383,300	414,800				

再任
用職
員以
外の
職員

98	302,900	327,000	353,700	383,700	415,200				
99	304,100	328,300	354,800	384,300	415,600				
100	305,300	329,600	356,000	384,800	416,000				
101	306,500	331,000	357,100	385,200	416,300				
102	307,500	331,900	358,200	385,700					
103	308,600	333,100	359,300	386,300					
104	309,600	334,300	360,500	386,800					
105	310,400	335,400	361,700	387,100					
106	311,000	336,500	362,200	387,500					
107	311,600	337,500	362,800	388,000					
108	312,300	338,600	363,400	388,300					
109	312,800	339,800	364,000	388,600					
110	313,300	340,800	364,500	389,100					
111	313,900	341,800	365,000	389,600					
112	314,500	342,700	365,500	390,100					
113	315,300	343,600	365,900	390,400					
114	316,000	344,500	366,300	390,900					
115	316,700	345,500	366,900	391,400					
116	317,400	346,500	367,400	391,900					
117	318,000	347,500	367,800	392,200					
118	318,800	348,000	368,300	392,700					
119	319,500	348,600	368,900	393,200					
120	320,300	349,200	369,400	393,700					
121	320,900	349,500	369,500	394,100					
122	321,200	349,900	370,100	394,600					
123	321,700	350,400	370,600	395,000					
124	322,200	350,800	371,000	395,500					
125	322,500	351,200	371,500	395,900					
126		351,600	372,000	396,400					
127		352,100	372,500	396,800					
128		352,500	373,000	397,300					
129		352,900	373,300	397,700					
130		353,300	373,800						
131		353,700	374,300						
132		354,100	374,800						
133		354,300	375,100						
134		354,800	375,600						
135		355,200	376,000						
136		355,500	376,400						
137		355,800	376,700						
138		356,200	377,200						
139		356,700	377,700						
140		357,200	378,200						
141		357,500	378,500						
142		358,000							
143		358,500							
144		359,000							
145		359,300							
再任用職員	238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三（第四条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	

	41	225,400	282,200	349,200	402,500
	42	227,100	284,800	351,300	403,900
	43	228,700	287,200	353,300	405,200
	44	230,300	289,700	355,400	406,700
	45	232,000	291,900	357,400	408,300
	46	233,400	294,500	359,500	409,600
	47	234,800	297,000	361,500	411,100
	48	236,200	299,700	363,500	412,700
	49	237,700	302,100	365,300	414,400
	50	239,200	304,500	367,100	415,800
	51	240,600	307,000	369,100	417,400
	52	242,100	309,400	371,100	418,900
	53	243,400	311,800	373,000	420,600
	54	244,700	314,000	374,800	422,100
	55	246,100	316,100	376,600	423,700
	56	247,500	318,300	378,300	425,300
	57	248,900	320,600	379,800	426,800
	58	250,000	322,700	381,400	428,300
	59	251,300	324,900	383,100	429,500
	60	252,600	326,900	384,800	430,700
	61	253,900	329,100	386,000	431,900
	62	255,400	331,200	387,400	433,200
	63	256,800	333,400	388,800	434,500
	64	258,100	335,600	390,100	435,700
	65	259,500	337,500	391,500	436,900
	66	261,100	339,700	392,700	438,100
	67	262,700	341,800	394,100	439,300
	68	264,400	344,000	395,500	440,500
	69	265,900	346,000	396,800	441,700
	70	267,300	348,000	398,100	442,900
	71	268,800	350,100	399,500	444,100
	72	270,300	352,100	400,800	445,300
	73	271,400	353,900	402,100	446,400
	74	272,800	355,800	403,500	447,000
再任	75	274,200	357,700	404,900	447,500
用職	76	275,500	359,600	406,200	448,000
員以	77	276,900	361,500	407,400	448,500
外の	78	278,100	363,200	408,600	449,100
職員	79	279,300	364,900	409,900	449,600
	80	280,500	366,500	411,300	450,100
	81	281,700	368,000	412,600	450,600
	82	282,900	369,500	413,800	451,200
	83	284,100	371,000	414,800	451,700
	84	285,300	372,400	416,000	452,200
	85	286,500	373,500	417,200	452,700
	86	287,600	374,900	418,400	
	87	288,800	376,300	419,600	
	88	290,000	377,600	420,600	

89	291,200	378,900	421,700
90	292,300	380,200	422,700
91	293,500	381,400	423,700
92	294,700	382,700	424,700
93	295,500	384,000	425,600
94	296,500	385,100	426,400
95	297,700	386,400	427,200
96	298,900	387,600	428,000
97	299,900	389,000	428,800
98	301,000	390,000	429,200
99	302,000	391,100	429,600
100	303,100	392,100	430,000
101	304,000	393,000	430,400
102	305,100	394,000	430,700
103	306,200	395,100	431,000
104	307,200	396,200	431,300
105	307,800	396,900	431,600
106	308,700	397,800	431,900
107	309,500	398,700	432,200
108	310,300	399,600	432,400
109	311,200	400,400	432,600
110	311,600	401,300	
111	312,000	402,100	
112	312,500	402,900	
113	313,100	403,500	
114	313,500	404,200	
115	314,000	404,900	
116	314,500	405,600	
117	315,100	406,200	
118	315,600	406,700	
119	316,000	407,100	
120	316,500	407,500	
121	317,000	407,900	
122	317,400	408,200	
123	317,900	408,500	
124	318,400	408,700	
125	319,000	408,900	
126	319,300	409,200	
127	319,600	409,500	
128	319,900	409,700	
129	320,100	409,900	
130	320,400	410,200	
131	320,700	410,500	
132	321,000	410,700	
133	321,200	410,900	
134	321,400	411,200	
135	321,600	411,500	
136	321,900	411,700	

137	322,200	411,900			
138	322,400	412,200			
139	322,700	412,500			
140	323,000	412,700			
141	323,200	412,900			
142	323,400	413,200			
143	323,700	413,500			
144	323,900	413,700			
145	324,200	413,900			
146	324,400	414,200			
147	324,700	414,500			
148	325,000	414,700			
149	325,200	414,900			
150	325,400				
151	325,700				
152	326,000				
153	326,200				
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400

	41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	
	44	229,300	262,600	353,300	375,800	
	45	231,000	264,900	355,100	377,300	
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	
	49	237,000	274,000	361,400	383,400	
	50	238,400	276,000	362,900	384,900	
	51	240,000	278,100	364,600	386,400	
	52	241,200	280,200	366,200	387,800	
	53	242,500	282,200	367,700	389,000	
	54	244,000	284,800	369,200	390,300	
	55	245,300	287,200	370,700	391,400	
	56	246,600	289,700	372,200	392,500	
	57	248,000	291,900	373,700	394,000	
	58	249,200	294,500	375,100	395,200	
	59	250,400	297,000	376,500	396,400	
	60	251,700	299,700	377,800	397,700	
	61	253,100	302,100	378,700	398,900	
	62	254,500	304,500	379,900	399,900	
	63	255,800	307,000	381,100	401,300	
	64	256,800	309,400	382,200	402,600	
	65	257,800	311,800	383,200	403,800	
	66	259,300	314,000	384,400	404,900	
	67	260,900	316,100	385,400	406,100	
	68	262,400	318,300	386,500	407,200	
	69	264,000	320,600	387,700	408,200	
	70	265,500	322,700	388,700	409,400	
	71	267,000	324,900	389,800	410,600	
	72	268,500	326,900	391,000	411,800	
	73	269,700	329,100	392,000	412,400	
	74	270,900	331,200	393,100	413,200	
	75	272,200	333,400	394,200	413,900	
	76	273,500	335,600	395,300	414,400	
	77	274,900	337,400	396,200	414,700	
	78	276,000	339,300	397,100	415,100	
再任	79	277,200	341,200	398,100	415,500	
用職	80	278,400	343,000	399,100	415,900	
員以	81	279,700	344,800	399,900	416,200	
外の	82	280,700	346,600	400,700	416,600	
職員	83	281,900	348,300	401,400	417,000	
	84	283,100	350,100	402,200	417,300	
	85	284,100	351,500	402,900	417,600	
	86	285,000	353,100	403,700	418,000	
	87	286,000	354,800	404,400	418,400	
	88	287,000	356,300	405,100	418,700	

89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	292,000	364,600	408,400	420,300
95	292,800	365,900	408,700	420,600
96	293,600	367,100	409,000	420,800
97	294,400	368,100	409,300	421,000
98	295,200	369,100	409,600	421,300
99	296,000	370,100	409,900	421,600
100	296,700	371,100	410,100	421,800
101	297,600	372,000	410,300	422,000
102	298,100	373,000	410,600	
103	298,600	374,000	410,900	
104	299,100	375,000	411,100	
105	299,300	375,800	411,300	
106	299,700	376,700	411,600	
107	300,000	377,600	411,900	
108	300,200	378,600	412,100	
109	300,400	379,400	412,300	
110	300,600	380,400	412,600	
111	300,900	381,400	412,900	
112	301,200	382,400	413,100	
113	301,400	383,000	413,300	
114	301,600	383,900	413,600	
115	301,800	384,800	413,900	
116	302,100	385,700	414,100	
117	302,400	386,500	414,300	
118	302,700	387,200		
119	303,000	388,000		
120	303,300	388,800		
121	303,400	389,400		
122	303,600	390,200		
123	303,900	390,900		
124	304,200	391,600		
125	304,400	392,200		
126		392,900		
127		393,400		
128		394,000		
129		394,700		
130		395,300		
131		395,800		
132		396,300		
133		396,600		
134		396,900		
135		397,200		
136		397,500		

137			397,800			
138			398,100			
139			398,400			
140			398,700			
141			399,000			
142			399,300			
143			399,600			
144			399,900			
145			400,100			
146			400,400			
147			400,700			
148			400,900			
149			401,100			
150			401,400			
151			401,700			
152			401,900			
153			402,100			
154			402,400			
155			402,700			
156			402,900			
157			403,100			
158			403,400			
159			403,700			
160			403,900			
161			404,100			
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四（第四条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900

再任 用職 員以 外の 職員	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
	65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100	
69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800	
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600	
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400	
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200	
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900	
74	258,900	316,200	386,300			
75	260,300	317,300	386,900			
76	261,600	318,400	387,600			
77	262,700	319,500	388,300			
78	263,900	320,500	388,900			
79	265,200	321,500	389,500			
80	266,400	322,400	390,100			
81	267,800	323,500	390,700			

82	269,100	324,300	391,300		
83	270,400	325,000	391,900		
84	271,600	325,800	392,500		
85	272,800	326,300	393,000		
86	274,000	326,800	393,500		
87	275,300	327,300	394,000		
88	276,500	327,800	394,700		
89	277,500	328,100	395,100		
90	278,700	328,600	395,600		
91	279,900	329,100	396,100		
92	281,100	329,600	396,800		
93	282,100	329,900	397,200		
94	283,100	330,300	397,700		
95	284,100	330,800	398,200		
96	285,100	331,300	398,900		
97	285,700	331,800	399,300		
98	286,600	332,300			
99	287,400	332,800			
100	288,300	333,300			
101	289,200	333,800			
102	289,900	334,300			
103	290,600	334,800			
104	291,300	335,300			
105	292,000	335,800			
106	292,500	336,200			
107	293,000	336,700			
108	293,500	337,100			
109	293,700	337,600			
110	294,100	338,000			
111	294,400	338,500			
112	294,700	338,900			
113	295,000	339,400			
114	295,300	339,800			
115	295,600	340,300			
116	295,900	340,700			
117	296,200	341,200			
118	296,600	341,600			
119	296,900	342,000			
120	297,300	342,400			
121	297,600	342,800			
再任用職員	215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五口及びびハを次のように改める。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	315,800	360,100
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	318,000	362,700
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	320,300	365,200
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	322,500	367,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	324,800	369,900
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	326,800	372,400
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	329,000	374,800
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	331,200	377,300
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	333,300	379,800
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	335,500	382,500
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	337,600	385,100
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	339,800	387,800
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	341,800	390,200
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	343,800	392,500
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	345,900	394,700
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	347,900	397,100
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	349,800	398,900
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	351,800	400,900
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	353,700	402,800
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	355,600	404,600
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	357,600	406,500
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	359,500	408,300
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	361,500	410,100
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	363,400	412,000
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	365,400	413,800
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	367,300	415,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	369,300	416,800
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	371,300	418,400

	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	372,800	420,000
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	374,600	421,300
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	376,400	422,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	378,000	423,800
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	379,800	425,000
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	381,200	426,300
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	382,700	427,600
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	384,300	428,800
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	385,700	430,000
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	386,900	430,800
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	388,100	431,600
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	389,200	432,400
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	390,300	433,000
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	391,500	433,700
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	392,700	434,400
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	393,800	435,100
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	394,500	435,900
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	395,200	436,700
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	395,900	437,100
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	396,600	437,800
	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	397,200	438,300
	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	397,800	438,700
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	398,300	439,100
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	398,700	439,500
	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	399,100	439,900
	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	399,400	440,300
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	399,700	440,700
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	400,000	441,000
	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	400,300	441,300
	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	400,600	441,700
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	400,900	442,000
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	401,200	442,300
	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	401,500	442,600
	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	401,800	442,900
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	402,100	443,200
	64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	402,400	443,500

再任
用職
員以
外の
職員

65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	402,700
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	403,000
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	403,300
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	403,600
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300	403,800
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800	404,100
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300	404,400
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800	404,700
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400	404,900
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900	405,200
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500	405,500
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100	405,700
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600	405,900
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100	406,200
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600	406,500
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100	406,700
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400	406,900
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900	407,200
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300	407,500
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700	407,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100	407,900
86		287,200	323,100	344,000	385,600	
87		287,400	323,300	344,300	386,000	
88		287,600	323,700	344,600	386,400	
89		288,000	324,100	345,000	386,800	
90		288,200	324,500	345,300	387,300	
91		288,400	324,900	345,700	387,700	
92		288,600	325,300	346,000	388,100	
93		289,000	325,600	346,400	388,500	
94		289,200	325,800	346,700		
95		289,400	326,200	347,000		
96		289,700	326,500	347,300		
97		290,100	326,700	347,600		
98		290,400	327,000	348,000		
99		290,600	327,300	348,400		
100		290,900	327,600	348,800		

	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	312,800	354,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800

	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
再任	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
用職	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
員以							

外の 職員	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
	94	279,200	312,700	346,100	364,100	390,700
	95	280,100	313,400	346,800	364,500	391,200
	96	281,100	314,000	347,400	364,800	391,600
	97	282,000	314,700	347,800	365,400	392,000
	98	282,800	315,000	348,200	365,900	392,400
	99	283,500	315,600	348,700	366,400	392,900
	100	284,400	316,300	349,100	366,900	393,300
	101	285,200	316,700	349,600	367,500	393,700
	102	286,000	317,300	350,000	368,000	
	103	286,800	317,900	350,500	368,500	
	104	287,600	318,500	350,900	368,900	
	105	288,300	318,900	351,200	369,500	
	106	288,800	319,400	351,700	370,000	
	107	289,300	319,900	352,100	370,500	
	108	289,800	320,400	352,400	371,000	
	109	290,000	320,800	352,900	371,600	
	110	290,300	321,200	353,400	372,000	
	111	290,500	321,500	353,900	372,500	
	112	290,900	321,800	354,400	373,000	
	113	291,200	322,200	354,900	373,600	
	114	291,400	322,600	355,400		
	115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300			
117	292,400	323,500	356,700			
118	292,700	323,800	357,100			
119	293,000	324,200	357,600			
120	293,400	324,400	358,100			
121	293,700	324,600	358,500			
122	294,100	324,900	359,000			
123	294,400	325,200	359,500			
124	294,800	325,500	360,000			
125	295,000	325,700	360,300			
126	295,200	326,000				
127	295,500	326,400				
128	295,900	326,600				
129	296,100	326,700				
130	296,400	327,000				
131	296,800	327,400				

132	297,200	327,600				
133	297,400	327,900				
134	297,700	328,300				
135	298,100	328,700				
136	298,400	329,100				
137	298,600	329,400				
138	298,900	329,800				
139	299,300	330,200				
140	299,600	330,600				
141	299,800	330,900				
142	300,200	331,300				
143	300,600	331,600				
144	300,900	332,000				
145	301,000	332,300				
146	301,300	332,700				
147	301,600	333,100				
148	302,000	333,500				
149	302,200	333,800				
150	302,400	334,200				
151	302,700	334,600				
152	303,000	335,000				
153	303,400	335,300				
154	303,600					
155	303,800					
156	304,100					
157	304,400					
158	304,700					
159	305,000					
160	305,300					
161	305,700					
162	306,000					
163	306,300					
164	306,600					
165	307,000					
166	307,300					
167	307,600					
168	307,900					
169	308,300					
再任用職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付職員に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

第五条第一項中「第十一条の六」の下に、「第十八条の二(第二項及び第三項第二号に限る。)」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	326,000
2	362,000
3	390,000

第六条第一項中「第十一条の六」の下に、「第十八条の二(第二項及び第三項第二号に限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者を受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号) 附則第九項から第十一項までの規定による給料を除く。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。) 附則第二十九項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(給与条例第五項第十一項に規定する再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が給与条例附則第二十九項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定職員」という。))にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に百分の九十九・三を乗じて得た額を給料として支給する。

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第十九条第五項(給与条例第二十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第二十一条の三第三項、第二十一条の六第三項及び第二十一条の七第二項の規定の適用については、給与条例第十九条第五項中

「その額に給料月額」とあるのは「その額に給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」と、「あつては、給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第二十一条の第三項、第二十一条の六第三項及び第二十一条の七第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第四項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和四十六年宮城県条例第四十七号）第三条第一項の規定の適用については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第四項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第三条第一項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八号）附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

8 この条例の施行の際現に給与条例第十一条の五第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において第一条の規定による改正前の給与条例第十一条の二の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する公署を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する公署が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

同条第二項の表に定める割合をいう。以下	職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八号。以下「平成二十七年改正条例」という。）第一条の規定による改正前の第二十一条の表に定める割合をいう。以下
同条第二項の表に掲げる	第十一条の二第二項の表に掲げる
第十一条の二第二項の表一級地の項	平成二十七年改正条例第一条の規定による改正前の第十一条の二第二項の表一級地の項

9 施行日から平成二十七年十月一日までの間に給与条例第十一条の二の規定の適用を受けている職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する公署が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第十一条の五第一項の規定の適用については、同項第一号中「同表四級地の項に定める割合」とあるのは、「同表四級地の項に定める割合、異動等前の支給割合が同表五級地の項に定める割合である場合にあつては百分の一・五」とする。

（人事委員会規則への委任）

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「六万二千五百円」を「七万八千七百五十円」に改め、同項第二号中「五万四千五百円」を「七万四百円」に改め、同項第三号中「五万円」を「六万五千円」に改め、同項第四号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第五号中「四万七千七百円」を「五万四千五百円」に改め、同項第六号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第七号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第八号中「二万八千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同項第九号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「自己都合退職者」の下に「（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

33 当分の間、職員が退職し、かつ、引き続き地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「こども病院」という。）の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となつた場合（第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続きこども病院の職員となつた場合を除く。）

く。において、子ども病院の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員としての勤続期間を子ども病院の職員としての勤続期間に通算することと規定されており、かつ、職員がその規定の適用を受けるときは、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条第五項第二号の改正規定及び附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

教育長の勤務時間等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

教育長の勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日及び休暇)

第二条 勤務時間、休日及び休暇については、県の一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第三条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十一条第五項に規定する職務に専念する義務を免除されることができる。

- 一 研修を受ける場合
- 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 三 前二号に掲げる場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教

育長については、適用しない。

貸付資金に関する特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

貸付資金に関する特別会計条例の一部を改正する条例

貸付資金に関する特別会計条例（昭和三十九年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 中小企業高度化資金特別会計

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付資金に関する特別会計条例（以下「新条例」という。）の規定は、新条例第一条第二号に規定する中小企業高度化資金特別会計の平成二十七年年度の予算から適用し、改正前の貸付資金に関する特別会計条例（以下「旧条例」という。）第一条第二号に規定する小規模企業等設備導入資金特別会計の平成二十六年年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際旧条例第一条第二号に規定する小規模企業者等設備導入資金特別会計に属する権利及び義務は、新条例第一条第二号に規定する中小企業高度化資金特別会計に帰属するものとする。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表百六十三の項及び百六十四の項を次のように改める。

百六十三 削除		
百六十四 削除		

第二条第一項の表二百一の五の項2中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同表二百三十の項1ロ中(24)を削り、(25)を(24)とし、(26)から(44)までを(25)から(43)までとし、同項1ハ(1)中「(48)」を「(47)」に改め、同項1ハ(2)中「ロ(49)及び(10)」を「ロ(48)及び(49)」に改め、同項1ハ(3)中「ロ(11)から(14)」を「ロ(10)から(13)」に改め、同表二百七十九の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「フロン回収破壊法」を「フロン排出抑制法」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に改め、同表二百八十の項中「フロン回収破壊法第十二条第一項」を「フロン排出抑制法第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に改め、同表二百八十の四の項の次に次のように加える。

二百八十の五 土壤汚染対策法第二十九条の規定に基づき指定調査機関の指定を申請する者	申請するとき	三万千円
二百八十の六 土壤汚染対策法第三十二条第二項において準用する同法第二十九条の規定に基づき指定調査機関の指定の更新を申請する者	申請するとき	二万五千円

第二条第一項の表二百八十五の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同表二百八十六の項から二百九十の項までの規定中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同表二百九十の二の項を削り、同表二百九十一の項中「及び第十七条の二」を削り、「この項及び次項において「建築確認等手数料」を「建築確認等手数料」に改め、同項1中「第二条第一項に規定する」の下に「添付図書（以下この項において「添付図書」という。）として住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する住宅性能評価書（長期優良住宅普及促進法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、構造の安定に関することについて建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。以下この項及び次項において「住宅性能評価書」という。）を提出する場合（以下この項において「住宅性能評価書を提出する場合」という。）にあつては一万五千円、」を加え、「六千円」を「六千円」に改め、同項2イ中「十万六千円（」の下に「住宅性能評価書を

提出する場合にあつては五万七千円、」を加え、「一万二千円」を「一万二千円」に改め、同項2ロ中「十七万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては九万九千円、」を加え、「二万七千円」を「二万七千円」に改め、同項2ハ中「三十三万五千円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては十七万七千円、」を加え、「三万七千円」を「三万七千円」に改め、同項2ニ中「六十万七千円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては二十九万四千円、」を加え、「五万七千円」を「五万七千円」に改め、同項2ホ中「百三万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては四十五万二千円、」を加え、「九万九千円」を「九万九千円」に改め、同項2ヘ中「百九十一万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては八十二万三千円、」を加え、「十六万三千円」を「十六万三千円」に改め、同項2ト中「二百七十三万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては百二十二万円、」を加え、「二十万円」を「二十万円」に改め、同項2チ中「三百三十四万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては百三十六万円、」を加え、「二十一万三千円」を「二十一万三千円」に改め、同表二百九十二の項2イ中「規定する」の下に「添付図書（以下この項において「添付図書」という。）のうち変更に係るものとして住宅性能評価書を提出する場合（以下この項において「住宅性能評価書を提出する場合」という。）にあつては一万五千円、」を加え、「六千円」を「六千円」に改め、同項2ロ(1)中「十万六千円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては五万七千円、」を加え、「一万二千円」を「一万二千円」に改め、同項2ロ(2)中「十七万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては九万九千円、」を加え、「二万七千円」を「二万七千円」に改め、同項2ロ(3)中「三十三万五千円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては十七万七千円、」を加え、「三万七千円」を「三万七千円」に改め、同項2ロ(4)中「六十万七千円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては二十九万四千円、」を加え、「五万七千円」を「五万七千円」に改め、同項2ロ(5)中「百三万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては四十五万二千円、」を加え、「九万九千円」を「九万九千円」に改め、同項2ロ(6)中「百九十一万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては八十二万三千円、」を加え、「十六万三千円」を「十六万三千円」に改め、同項2ロ(7)中「二百七十三万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては百二十二万円、」を加え、「二十万円」を「二十万円」に改め、同項2ロ(8)中「三百三十四万円（」の下に「住宅性能評価書を提出する場合にあつては百三十六万円、」を加え、「二十一万三千円」を「二十一万三千円」に改め、同表二百九十五の項中「建築基準条例第十七条の規定の例により算定した額及び同条例第十七条の二の規定の例により算定した額に百分の百八を乗じて得た額（以下「」及び「」という。）を削る。

附 則
(施行期日)

6 当して同項の規定の適用を受けな
 ける場合十九百円
 ハ 同項の規定の適用を受けな
 法第九十七条第五十項(同
 掲げる事項について行う試験
 を宮城県公安委員会が提供す
 る自動車を使用して受ける場
 合にあつては、七千六百五十
 円)
 掲げる場合の区分に応じ、それ
 ぞれ次に定める額
 イ 同法第九十七条の第二十一
 第二号に該当して同項の規定
 の適用を受ける場合 千七百
 円
 ロ 同項第四号に該当して同項
 の規定の適用を受ける場合
 千五百五十円
 ハ 同項の規定の適用を受けな
 い場合 二千八百五十円(同
 法第九十七条第一項第二号に
 掲げる事項について行う試験
 を宮城県公安委員会が提供す
 る自動車を使用して受ける場
 合にあつては、四千四百円)

千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に、「四千五十円」を「三千八百五十
 円」に、「四千九百円」を「四千七百五十円」に改め、同表四十二の項中「千五百五十円」を「千
 四百五十円」に、「三千百円」を「三千円」に改め、同表四十四の項中「三千六百円」を「三千五
 百円」に改め、同表四十五の項中

「千二百円」
 「千二百円」
 を
 「千二百円」
 に改め、同表四十六の項中「二万三千五百円」を「二万
 三千四百五十円」に、「二万八千五百円」を「二万七千七百円」に改め、同表四十七の項中
 「千二百円」
 「千二百円」
 を
 「千二百円」
 に改め、同
 表四十八の項中「二万五千円」を「二万四千九百五十円」に、「九千四百五十円」を「九千四百円」
 に、「二万二千八百五十円」を「二万二千七百五十円」に改め、同表四十九の項中「二千八百円」
 を「二千八百五十円」に、「千七百円」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」

に、「千円」を「千五十円」に改め、同表五十二の項中「講習一時間につき七百円」を「講習一時
 間につき七百五十円」に、「という。」講習一時間につき二千四百五十円」を「という。」講習
 一時間につき二千三百五十円」に、「二千二百円」を「二千百円」に、「四千七百円」を「四千六百
 五十円」に、「四千五百五十円」を「四千百円」に、「四千五十円」を「四千円」に、「三千五百五十円」
 を「三千百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「二千百円」を「二千五十円」に、「二千
 七百五十円」を「二千七百円」に、「二千六百円」を「二千五百五十円」に、「原動機付自転車免許
 に係る講習 講習一時間につき二千四百五十円」を「原動機付自転車免許に係る講習 講習一時間
 につき二千四百円」に、「講習 六百円」を「講習 五百円」に、「講習 九百五十円」を「講習
 八百円」に、「千五百円」を「千三百五十円」に、「講習にあつては、九百五十円」を「講習にあつ
 ては、八百円」に、「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に、
 「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に、「一万三千三百五十円」を「一万三千二百円」に、「九
 千二百円」を「九千五十円」に改め、同表五十三の項中

「九百円」
 「九百円」
 を
 「九百円」
 に改め、同表五十四の項中「適合する講習 千五百円」
 を「適合する講習 千三百五十円」に、「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を

「五千二百円」に改め、同表第二項の表一の項中

四千五百五十円
三千七百五十円

を

「四千円」
 「三千六百円」
 に、
 「四千四百五十円」
 を
 「四千二百五十円」
 に改め、同

表一の項中

七千円
六千四百円

を

六千七百円
六千百円

に改め、同表三及び四の項中

円」を「二千八百円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千五十円」を「三千百円」に改め、
同表備考第二号中「三百五十円を、」を「五百五十円を、」に、「二百円」を「三百五十円」に改め、

二千七百円

を

二千五百五十円

に改め、同表備考第一号中「二千九百五十

千八百五十円
千九百五十円
二千四百五十円
三千百五十円

を

千七百五十円
二千二百円
二千五百五十円
三千七百円

に改め、同表七の項中

二千二百五十円
二千円
二千二百五十円

を

二千円
千九百五十円
二千五百円

に改め、同表六の項中

二千二百円
千八百五十円
二千百円

を

二千四百五十円
千九百五十円
千九百五十円

に改め、同表五の項中

二千二百円
七千八百円

二千百円
七千四百円

千三百五十円
千五百五十円

を

千四百円
千三百円

に改め、同表七の項中

千二百五十円
千二百円
千四百五十円

を

千五百五十円
千三百五十円
千三百円

に改め、同表六の項中

千三百五十円
千三百円
千五百五十円

を

千二百五十円
千二百円
千百円

に改め、同表四及び五の項中

千四百五十円
千四百円
千五百円
千九百円

を

千三百五十円
千二百五十円
千三百円
二千五十円

に改め、同表三の項中

四千四百五十円

を

四千二百五十円

に改め、同表二の項中

同条第三項の表一の項中

四千百五十円
三千七百五十円

を

四千円
三千六百円

に、

千五百五十円

千二百円

二千七百円

二千五百五十円

を

に改め、同表備考第一号中「三千円」を「二

千八百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千五百円を、」を「千五百円を、」に、「三千五百円」を「三千五百五十円」に改め、同表備考第二号中「百円を、普通自動車免許」を「二百五十円を、普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

第二条 公安委員会関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表五十二の項中

13 同法第八條の二第一項第十
三号に掲げる講習（以下「違反
者講習」という。）が「一万三千
二百円（当該講習が国家公安委
員会規則で定めるものである場
合にあつては、九千五百円）」

を

に改める。

13 同法第八條の二第一項第十
三号に掲げる講習（以下「違反
者講習」という。）が「一万三千
二百円（当該講習が国家公安委
員会規則で定めるものである場
合にあつては、九千五百円）」

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

○宮城県条例第十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法

宮城県知事 村 井 嘉 浩

律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（宮城県条例の一部改正）

第一条 宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六十八條の三第三号中「規定する幼稚園」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を加え、「当該幼稚園」を「当該幼稚園等」に改める。

（県税減免条例の一部改正）

第二条 県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第八條の三第四号中「幼稚園」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一学校、保育所、児童遊園、児童公園及び図書館の項中「保育所」の下に、「幼保連携型認定こども園」を加え、同表備考中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 「幼保連携型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

○宮城県条例第十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(宮城県条例の一部改正)

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
第六十四条第二項第一号及び附則第十六条第一項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。
(自然環境保全審議会条例の一部改正)

第二条 自然環境保全審議会条例(昭和四十七年宮城県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改め、同項第二号及び第三号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣」に改め、同項第四号中「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に改める。

(特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例の一部改正)

第三条 特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例(平成十七年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画及び同法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画」に改め、「以下」の下に「これらの計画を」を加える。

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部改正)

第四条 指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例(平成二十四年宮城県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。
第二条の表十二の項を次のように改める。

十二 削除

第二条の表中十二の二の項を削り、十二の三の項を十二の二の項とし、同表十三の二の項中「各市町村」の下に「(仙台市を除く。)」を加え、同表中十三の四の項を削り、十三の五の項を十三の四の項とし、十五の二の項を削り、二十の二の項の次に次のように加える。

二十の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)に基づく事務のうち、同法第三十九条の二第二項ただし書の規定による許可

仙台市

第二条の表中二十三の二の項を削り、二十三の三の項を二十三の二の項とし、同表三十四の四の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「省令」という。)」を削り、同項イ中「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を「鳥獣の管理(第二種特定鳥獣管理計画に基づくものを除く。)」に改め、同項ルからワまでを削り、同表三十四の五の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)」を削り、同項イ中「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止(緊急に行う必要があるものに限る。)」を「鳥獣の管理」に改め、「捕獲等」の下に「緊急に行う必要があるものに限る。」を加え、同項ホを削り、同表三十四の六の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)」を削り、同項イ中「法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整」を「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理」に改め、同項ホを削り、同表三十四の八の項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号)を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号)に改め、同項ヌ中「第七条」を「第二十九条」に改め、同項ヌを同項ルとし、同項リ中「第六条」を「第二十八条」に改め、同項リを同項ヌとし、同項チの次に次のように加える。

リ 省令第七条第一項第一号の規定による特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児

の総数が当該幼稚園の収容定員の総数に満たない場合の数の設定
第二条の表三十九の項を次のように改める。

三十九 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十二の項の改正規定は公布の日又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行の日のいずれか遅い日から、同表三十四の四の項から三十四の六の項までの改正規定は平成二十七年五月二十九日から、同表三十九の項の改正規定は公布の日又は風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する等の条例（平成二十四年宮城県条例第四十八号）附則第一項第二号に定める日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年宮城県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
別表第二第一号を次のように改める。

一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による応急仮設住宅の供与に関する事務であつて別に規則で定めるもの

別表第二中第三十三号を第三十四号とし、第十六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省令第十三号）による第一種フロン類回収業者」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省令第七号）による第一種フロン類充填回収業者」に、「再利用する者」を「第一種フロン類再生業者」に改め、同号を同表第十六号とし、同表中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同表第十二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号を同表第十三号とし、同表中第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による事務のうち、次に掲げるもの
イ 要保護児童の状況の把握に関する事務であつて別に規則で定めるもの
ロ 費用の徴収に関する事務であつて別に規則で定めるもの
別表第三に次のように加える。

収用委員会

土地収用法による収用若しくは使用又は損失の補償の裁決及び協議の確認に関する事務であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二第十二号の改正規定（同号を同表第十三号とする部分を除く。）は、同年五月二十九日から施行する。

みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

みやぎ食の安全安心推進条例（平成十六年宮城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、「平成十四年法律第百三十三号」の下に、「食品表示法（平成二十五年法律第七十号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行の日のいずれか遅い日

から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第一条 食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号へ(1)中「当たっては」の下に「適切な管理が行われたものを仕入れ」を加え、同号ヌを同号ルとし、同号リ(1)中「食品等に係る容器包装を含む。以下りにおいて同じ。」を削り、同号リを同号ヌとし、同号チの次に次のように加える。

リ 苦情の報告 消費者等から、製造し、加工し、調理し、又は輸入した食品等（食品等に係る容器包装を含む。以下ヌにおいて同じ。）に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、速やかに保健所長へ報告すること。

別表第二第二号ロ(7)中「(6)まで」を「(7)まで」に改め、同号ロ(7)を同号ロ(8)とし、同号ロ(3)から(6)までを同号ロ(4)から(7)までとし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3) 従事者は、使い捨て手袋を使用する場合には、必要に応じて交換を行うこと。

第二条 食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「のとおり」を「又は別表第三のいずれか」に改める。

第四条中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第六条第一項中「別表第四各号」を「別表第五各号」に改める。

附則第二項中「別表第四第一号」を「別表第五第一号」に改める。

別表第二第一号へからヌまでを次のように改める。

へ 使用水等の管理

(1) 食品取扱施設で水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に規定する水道事業及び専用水道により供給される水以外の水を使用するときは、次に掲げる措置を実施すること。ただし、食品等に影響を及ぼさない用途に使用する場合は、この限りでない。

(イ) 規則で定めるところにより定期的に水質検査をし、その結果を記録し、保存すること。

(ロ) 水源等が汚染されたおそれがある場合には、直ちに水質検査をすること。

(ハ) 水質検査の結果、飲用に適さないと判断されたときは、直ちに保健所長の指示を受け、

適切な措置を講ずること。

(二) 消毒設備又は浄水装置を常に点検し、その結果を記録すること。

(ホ) 使用した水を再利用する場合には、再利用する前に使用に適合することを十分に検証し、食品等の安全性に影響しないよう適切に管理すること。

(2) 貯水槽を使用するときは、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。

ト 食品衛生責任者の設置

(1) 法第五十二条第一項に規定する許可を受けた者（食品衛生管理者を置く営業者を除く。以下トにおいて「営業者」という。）は、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めること。

(2) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。

(3) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、食品取扱施設及び食品取扱設備の衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、必要と認めるときは営業者に対し意見を述べること。

(4) 営業者は、食品衛生責任者の意見を尊重すること。

(5) 営業者は、食品衛生責任者を定めたとき又は変更したときは、規則で定めるところにより、保健所長に届け出ること。

(6) 営業者は、食品衛生責任者の氏名を施設の見やすい場所に掲示すること。

(7) 営業者は、食品衛生責任者に知事の指定する講習会を受講させること。

チ 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成 及びヌ(1)に定めるところにより食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程を特定し、評価し、及び管理する手法（以下「危害分析・重要管理点方式」という。）を用いて衛生管理を実施するため、食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

リ 製品説明書及び製造工程一覽図の作成

(1) 製品について、規則で定める事項を記載した製品説明書を作成すること。

(2) 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覽図を作成すること。

(3) (2)の製造工程一覽図は、実際の製造工程及び施設設備の配置と照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には修正すること。

ヌ 食品等の取扱い

(1) 次に掲げる方法により危害の原因となる物質を特定し、評価し、及び管理すること。

(イ) 製造工程ごとが発生するおそれのある全ての食品衛生上の危害の原因となる物質の一

覧表（以下「危害要因一覧表」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び当該製品の特性等を考慮して各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(ロ) (イ)により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質（以下「危害の原因となる物質」という。）について、当該危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を定め、当該危害の原因となる物質とともに危害要因一覧表に記載すること。

(ハ) 危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。この場合において、一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。

(ニ) (ハ)において、製品の性質等により重要管理点を定める必要がない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。

(ホ) 重要管理点における管理措置では危害の原因となる物質を十分に管理することができない場合には、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

(ヘ) 重要管理点においては、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。

(ト) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止のためのモニタリングの方法を定め、実施すること。

(チ) 重要管理点においては、モニタリングにより当該重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準を遵守しなかったことにより影響を受けた製品の適切な処理を含む。ヲにおいて「改善措置」という。）を定め、適切に実施すること。

(リ) (イ)から(チ)までの方法により危害の発生が適切に防止されていることについて、定期的に検証を行うこと。

(2) (1)に定めるもののほか、食品等の製造等に当たっては、次に掲げる措置を実施すること。
 (イ) 科学的かつ合理的根拠を十分に備えた食品等の消費期限又は賞味期限（以下「消費期限等」という。）を設定すること。

(ロ) 飲食店営業のうち弁当屋、仕出し屋及び保健所長の指定する営業施設にあっては、規

則で定めるところにより、調理した食品を保存すること。

(3) 食品等の販売に当たっては、次に掲げる措置を実施すること。

(イ) 販売量を見込んだ仕入れをするなど適切な在庫管理を行うこと。

(ロ) 食品等を直射日光から遮断するとともに、不適切な温度で長時間の保存をしないなど衛生管理に注意すること。

別表第二第一号ルの次に次のように加える。

ヲ 記録の作成及び保存

(1) 次に掲げる事項について記録を作成し、(イ)から(ハ)までに掲げる事項についての記録にあっては危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を適切に実施するために必要な期間、(ト)に掲げる事項についての記録にあっては消費期限等に応じた合理的な期間保存すること。

(イ) ヌ(1)(イ)及び(ロ)による危害の分析

(ロ) ヌ(1)(ハ)による重要管理点の決定

(ハ) ヌ(1)(ヘ)による管理基準の決定

(ニ) ヌ(1)(ト)によるモニタリングの方法の決定及び実施状況

(ホ) ヌ(1)(チ)による改善措置の決定及び実施状況

(ヘ) ヌ(1)(リ)による検証

(ト) 仕入れ等の状態、出荷又は販売その他の取り扱う食品等の流通に係る必要な事項

(2) (1)(ニ)に掲げる事項のうちモニタリングの実施状況に係るものについての記録には、モニタリングを実施した担当者及び責任者の署名を行うこと。

ワ 苦情の報告 消費者等から、製造し、加工し、調理し、又は輸入した食品等（食品等に係る容器包装を含む。以下カにおいて同じ。）に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれがないものを受けた場合は、速やかに保健所長に報告すること。

カ 自主回収

(1) 消費者の健康被害が発生し、又はそのおそれがある食品等を製造等し、又は販売した営業者は、当該食品等の迅速かつ適切な自主回収をするとともに、消費者に対し当該食品等に係る情報を提供すること。

(2) 営業者は、食品等の自主回収に着手したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより保健所長に報告すること。ただし、自主回収をする営業者からの指示に基づいて回収を行う場合は、この限りでない。

- (3) 営業者は、自主回収の迅速かつ適切な実施のための体制及び具体的な回収方法を定めること。
 - (4) 営業者は、自主回収した食品等を、それ以外の食品等と明確に区分して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。
 - (5) 営業者は、自主回収に至った原因を究明し、及び改善措置を講ずること。
- 別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。
- 別表第三（第三条関係）

- 一 衛生管理の基準
 - イ 食品取扱施設の衛生管理 別表第二第一号イによること。
 - ロ 食品取扱設備の衛生管理 別表第二第一号ロによること。
 - ハ 運搬車両等の衛生管理 別表第二第一号ハによること。
 - ニ ねずみ族、昆虫等対策 別表第二第一号ニによること。
 - ホ 廃棄物及び汚水の取扱い 別表第二第一号ホによること。
- へ 食品等の取扱い
 - (1) 原材料として使用する食品等（以下「原材料」という。）の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、表示等について点検すること。
 - (2) 原材料は、消費期限等に応じた適切な順序で保存し、管理し、及び使用すること。
 - (3) 原材料の保存又は製造等は、その種類に応じ、適切な状態又は方法で衛生的に行うこと。
 - (4) 添加物は、正確に計量し、及び適正に使用すること。
 - (5) 原材料は、その種類ごとに区分し、及び製造等された食品と区分し、食品間の相互汚染を防止すること。
 - (6) 洗剤等、殺そ剤、殺虫剤、殺菌剤等の取扱いについては、それらの容器へ内容物の名称を表示し、使用、保管等に十分注意するとともに、食品への混入を防止する措置を講ずること。
 - (7) 仕入れ等の状態、出荷又は販売その他の取り扱う食品等の流通に係る必要な事項に関する記録を作成し、消費期限等に応じた合理的な期間保存すること。
 - (8) 食品等の製造等に当たっては、次に掲げる措置を実施すること。
 - (イ) 原材料及び製品への異物の混入を防止する措置を講じ、必要に応じ検査すること。この場合において、異物の混入が認められたときは、廃棄するなど適切に処理すること。
 - (ロ) 原材料として使用しない食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号に規定する特定原

材料の製造工程における混入を防止する措置を講ずること。

- (ハ) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、その管理状況を記録すること。
- (ニ) 科学的かつ合理的根拠を十分に備えた食品等の消費期限等を設定し、及び製造等に係る手順を定めること。

(ホ) 法第十一条第一項の規定により成分の規格が定められている食品等を製造する営業者は、製造した食品等が当該規格を満たしているかどうかについて定期的に検査し、その記録を保存すること。この場合において、当該食品等が当該規格を満たしていないことが判明したときは、速やかに原因を究明し、及び改善措置を講ずること。

(ヘ) 飲食店営業のうち弁当屋、仕出し屋及び保健所長の指定する営業施設にあつては、規則で定めるところにより、調理した食品を保存すること。

(9) 食品等の販売に当たっては、次に掲げる措置を実施すること。

(イ) 販売量を見込んだ仕入れをするなど適正な在庫管理を行うこと。

(ロ) 食品等を直射日光から遮断するとともに、不適切な温度で長時間の保存をしないなど衛生管理に注意すること。

ト 使用水等の管理 別表第二第一号へによること。

チ 食品衛生責任者の設置 別表第二第一号トによること。

リ 苦情の報告 別表第二第一号リによること。

ヌ 自主回収 別表第二第一号カによること。

ル 管理運営に関する文書 別表第二第一号ルによること。

二 従事者の衛生管理の基準 別表第二第二号によること。

三 前二号に定めるもののほか、公衆衛生上必要な基準として規則で定める事項

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

(食品衛生取締条例の一部改正)

第一条 食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第二条 食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第三条 旅館業法施行条例(昭和三十三年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第四条 化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(興行場法施行条例の一部改正)

第五条 興行場法施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第六条 公衆浴場法施行条例(平成六年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第七条 理容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第八条 美容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第九条 動物の愛護及び管理に関する条例(平成十二年宮城県条例第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第十条 クリーニング業法施行条例(平成十四年宮城県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(温泉法施行条例の一部改正)

第十一条 温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第十二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第九条第一項第一号、第三号、第五号、第八号、第十二号、第十七号、第十九号、第二十五号、第二十七号、第二十九号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる者(同項第三号に掲げる者にあつては同号イに掲げる許可を申請する者を除き、同項第八号に掲げる者にあつては同号ハに掲げる承認を申請する者に限る。)」を「別表一の項の上欄に掲げる者、同表三の項の上欄に掲げる者(同項1に掲げる許可を申請する者を除く)、同表五の項の上欄に掲げる者、同表八の項の上欄に掲げる者(同項3に掲げる承認を申請する者に限る)、同表十二の項、十四の項、十八の項、二十三の項、二十五の項、三十三の項、三十五の項、三十七の項、三十九の項及び四十一の項の上欄に掲げる者、同表四十五の項の上欄に掲げる者(再生医療等製品の販売業の許可証の再交付を申請する者を除く)。並びに同表四十七の項から五十の項までの上欄に掲げる者」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第十三条 毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(覚せい剤取締法施行条例の一部改正)

第十四条 覚せい剤取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第十五条 麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(建築基準条例の一部改正)

第十六条 建築基準条例(昭和三十五年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(公安委員会関係手数料条例の一部改正)

第十七条 公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、第十二条の規定(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める改正規定を除く。)による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の規定は、平成二十六年十一月二十五日から適用する。

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

消費者行政活性化基金条例(平成二十一年宮城県条例第四号)の一部を次のように改正する。附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)の一部を次のように改正する。第十四条第九号を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

(インターネットの利用に係る保護者の責務)

第十五条の二 保護者(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第二条第

二項に規定する保護者をいう。以下この章において同じ。)は、インターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用に当たっては、その利用状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

第十六条第一項を次のように改める。

何人も、青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

第十六条第二項中「フィルタリング(インターネットの利用によつて得られる情報について、一定の条件により受信するか否かを選択することのできる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年インターネット環境整備法第

二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。))に、「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、同条第三項中「有害情報」を「青少年有害情報」に、「フィルタリング」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサ

ビス(青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス)をいう。以下同じ。))に改める。

第十六条の次に次の三条を加える。

第十六条の次に掲げる者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の確認義務等)

携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。))を提供する契約(以下「携帯電話インターネット

接続契約」という。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理(以下「媒介等」という。)をするに当たっては、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)の使用が青少年であるかどうか確認しなければならない。

一 青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者(以下「携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介等をして行う者(以下「媒介等事業者」という。))

二 携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介等をして行う者(以下「媒介等事業者」という。))

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とする携帯電話インターネット接続契約(当該青少年の保護者が青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の申出をして当該契約の内容を変更するものを含む。以下この項において同じ。)又は青少年の保護者

を相手方とし当該青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介等をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続業務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならぬ。

3 前項の場合において、当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末等が携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有するものであるときは、携帯電話インターネット接続業務提供者等は、当該青少年又はその保護者に対し、同項に規定する事項のほか、携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続することにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

4 前二項に該当する場合を除くほか、携帯電話インターネット接続業務提供者等は、携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける方法のみによりインターネットに接続する機能を有する携帯電話端末等を使用して携帯電話インターネット接続業務の提供を受けている青少年又はその保護者に対して当該携帯電話端末等に換えて使用する携帯電話端末等であつて当該方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有するもの（青少年により使用されるものに限る。）を販売する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、当該青少年又はその保護者に対し、前項に規定する事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。（フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書面の提出等）

第十六条の三 保護者は、その保護する青少年が携帯電話インターネット接続契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定めるものその他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続業務提供者等に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続業務提供者等は、前項の書面の提出を受け青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結した場合においては、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁

的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続業務提供者等に対する催告等）

第十六条の四 知事は、携帯電話インターネット接続業務提供者が第十六条の二若しくは前条第二項の規定に違反していると認めるとき又は媒介等事業者が第十六条の二の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続業務提供者又は媒介等事業者に対し、必要な措置を講ずるよう催告することができる。

2 知事は、前項の規定による催告を受けた携帯電話インターネット接続業務提供者等が当該催告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続業務提供者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十九条第四項中「保護者」の下に「（親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）」を加える。

第三十九条第一項第二号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

社会福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

社会福祉施設条例の一部を改正する条例

社会福祉施設条例（昭和四十八年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表児童福祉法に規定する施設の項を次のように改める。

児童福祉法に規定する施設	児童自立支援施設	宮城県	仙台市	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。
--------------	----------	-----	-----	---

第三条第一項を削り、同条第二項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同項を同条第一項とし、

同条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「宮城県拓桃医療療育センター」を削り、「宮城県拓桃医療療育センター等」を「宮城県子ども総合センター等」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

別表第一を削り、別表第二の一の項中「診療報酬算定方法」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬算定方法」という。）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 一 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定により消費税が課されることとなる使用料（健康診断に係るものを除く。）の額は、この表に定めるところにより算定した額（以下第六号までにおいて「算定額」という。）に百分の百八を乗じて得た額とする。ただし、当該算定額が百円未満のときは、この限りでない。
 - 二 算定額が千円未満の場合において、当該算定額に五十円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該算定額に五十円以上百円未満の端数があるときはその端数金額を五十円とする。
 - 三 算定額が千円以上十万円未満の場合において、当該算定額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
 - 四 算定額が十万円以上百万円未満の場合において、当該算定額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
 - 五 算定額が百万円以上千万円未満の場合において、当該算定額に一万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
 - 六 算定額が千万円以上の場合には、前二号の規定の例により端数金額を切り捨てる。
 - 七 健康診断に係る使用料の額の算定に係る端数の処理については、第一号ただし書及び第二号から前号までの規定を準用する。
- 別表第二を別表第一とし、別表第三の三の項中「自動車損害賠償保障法」の下に「昭和三十年法律第九十七号」を加え、同表を別表第二とし、別表第四の三の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「平成十七年法律第二百二十三号」を加え、同表六の項及び七の項中「宮城県拓桃医療療育センター等」を「宮城県子ども総合センター等」に改め、同表を別表第三とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

地域医療介護総合確保推進委員会条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

地域医療介護総合確保推進委員会条例

（設置等）

第一条 知事の諮問に応じ、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県地域医療介護総合確保推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第二条 委員会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、地域における医療及び介護に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（意見の聴取等）

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（部会）

第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 委員会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十五人以内とし、委員長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県地域医療介護総合確保推進委員会の委員及び部会委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
-----------------------------	---------	---------	----

歯科技工士国家試験委員条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

歯科技工士国家試験委員条例を廃止する条例

歯科技工士国家試験委員条例（平成十七年宮城県条例第五十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県歯科技工士国家試験委員の項を削る。

看護学生修学資金貸付条例及び被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

看護学生修学資金貸付条例及び被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例

附 則

次に掲げる条例の規定中、「厚生労働大臣」を削る。

一 看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）第二条第二項

二 被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例（平成二十五年宮城県条例第二十三号）第二条第二項

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加え、同条第三項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）

第六条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。」を「第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第五条に規定する指定介護予防訪問

介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第六条第一項及び第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する」に改

める。

第八条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第六条第三項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第八条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する」に改める。

第十八条第四項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第十八条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。）の事業」を「第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同条第三項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第六条第一項及び第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する」に、「指定介護予防サービス等基準条例第十八条第三項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準条例第八条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する」に改める。

第二十一条第二項中「指定介護予防サービス等基準条例第二十一条第一項」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第二十一条第一項」に改める。

第二十八条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第二十九条第四項中「第百七十一条第一項」を「第百七十一条第十項」に、「指定複合型サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護（ ）に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改める。

第三十五条及び第四十七条中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第四十八条第二項中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）を「第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第四十七条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する」に改める。

第四十九条第二項中「指定介護予防通所介護事業者」を「前条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防

サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に
関する」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(事故発生時の対応)

第五十一条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した
場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに
に、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければ
ならない。

3 指定通所介護事業者は、規則で定めるところにより第四十九条第一項に規定する設備を利用して
指定通所介護以外のサービスを提供する場合において、当該サービスの提供により事故が発生した
ときは、前二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第五十二条中「及び第十二条から第十六条まで」を「第十二条から第十四条まで及び第十六条」
に改める。

第五十四条第一項中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加え
る。

第五十七条中「第十六条まで、第五十条及び第五十一条」を「第十四条まで、第十六条及び第二十
条から第五十一条の二まで」に改める。

第五十九条第一項中「第十六条まで」を「第十四条まで、第十六条」に、「第五十条及び第二十
一条」を「及び第五十条から第五十一条の二まで」に改め、同条第二項中「基準該当介護予防通所介
護(指定介護予防サービス等基準条例第五十四条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をい
う。)の事業」を「第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該
当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)」に、「同項において準用す
る指定介護予防サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号通
所事業の人員に関する」に、「指定介護予防サービス等基準条例第五十四条第一項において読み替え
て準用する指定介護予防サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する」を「市町村の定める当
該第一号通所事業の設備に関する」に改める。

第六十一条中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第七十九条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居
宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介
護事業所をいう。)」を加える。

第九十五条第三項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平
成二十六年法律第八十三号) 附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた同法第五条の規定(同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前
の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する
指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険
法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項
に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第六条第三
項、第八条第二項及び第十八条第四項の規定は、なおその効力を有する。
3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定
する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービ
スに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス
については、改正前の第四十八条第二項、第四十九条第二項及び第五十九条第二項の規定は、なお
その効力を有する。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県条例第三十一号
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条
例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

第九条中「入所者」を「入院患者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

「第二章 介護予防訪問介護

目次中 第一節 指定介護予防訪問介護（第五条―第十七条） を「第二章 削除」に、

第二節 基準該当介護予防訪問介護（第十八条・第十九条）」

「第七章 介護予防通所介護

第一節 指定介護予防通所介護（第四十七条―第五十三条） を「第七章 削除」に改める。

第二節 基準該当介護予防通所介護（第五十四条・第五十五条）」

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第五条から第十九条まで 削除

第二十一条第二項中「指定居宅サービス等基準条例第二十一条第一項」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第二十一条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（管理者）

第二十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

第二十二條の次に次の五條を加える。

（提供拒否の禁止）

第二十二條の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

（秘密保持義務）

第二十二條の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（利益供与の禁止）

第二十二條の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者（介護予防支援事業者を行う者をいう。以下同じ。）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情の処理）

第二十二條の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十二條の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第二十四條を次のように改める。

（暴力団員等の排除）

第二十四條 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

第二十六條第一項中「第七条、第九条、第十一条から第十四條まで、第十六條、第二十條、第二十

一条第一項、第二十二條第一項及び第二十三條を「前節(第二十一條第二項、第二十二條第二項及び第二十五條を除く。)」に改める。

第三十三條中「第七條、第九條、第十一條から第十四條まで及び第十六條」を「第二十一條の二、第二十二條の二から第二十二條の六まで及び第二十四條」に改める。

第三十九條及び第四十五條中「第九條、第十一條から第十四條まで及び第十六條」を「第二十二條の二から第二十二條の六まで及び第二十四條」に改める。
第七章を次のように改める。

第七章 削除

第四十七條から第五十五條まで 削除

第五十八條の次に次の一條を加える。

(非常災害対策)

第五十八條の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第六十條中「第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條及び第五十條」を「第二十二條の二から第二十二條の六まで及び第二十四條」に改める。

第六十三條第三項中「地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」を「地域密着型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十六号)第二十一條第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号) 第三十條第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に」に改める。

第六十七條中「第七條、第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條及び第五十條」を「第二十一條の二、第二十二條の二から第二十二條の六まで、第二十四條及び第五十八條の二」に改める。

第七十二條中「第七條、第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條、第五十條」を「第二十一條の二、第二十二條の二から第二十二條の六まで、第二十四條、第五十八條の二」に改める。

第七十四條の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所若しくは」を削り、「をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(同令第四十四條第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護

予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第七十六條第一項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第七十七條中「第七條、第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條、第五十條」を「第二十一條の二、第二十二條の二から第二十二條の六まで、第二十四條、第五十八條の二」に改める。

第七十九條第二項中「政令第四條第二項」を「介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「政令」という。)第四條第二項」に改める。

第八十三條中「第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條、第五十條」を「第二十二條の二から第二十二條の六まで、第二十四條、第五十八條の二」に改める。

第八十八條中「第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條、第五十條」を「第二十二條の二から第二十二條の六まで、第二十四條、第五十八條の二」に、「及び第八十條」を「、第八十條及び第八十二條」に改める。

第九十條第一項中「第八條の二第十一項」を「第八條の二第九項」に改め、同條第三項を削る。

第九十四條中「第七條、第十一條から第十四條まで、第十六條、第五十條」を「第二十一條の二、第二十二條の三から第二十二條の六まで、第二十四條、第五十八條の二」に改める。

第九十六條第一項中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第九十九條中「第七條、第十一條から第十四條まで、第十六條、第五十條」を「第二十一條の二、第二十二條の三から第二十二條の六まで、第二十四條、第五十八條の二」に改める。

第一百一條中「第八條の二第十二項」を「第八條の二第十項」に改める。

第一百五條中「第七條、第九條、第十一條から第十四條まで及び第十六條」を「第二十一條の二、第二十二條の二から第二十二條の六まで及び第二十四條」に改める。

第一百七條第一項中「第七條、第九條、第十一條から第十四條まで、第十六條」を「第二十一條の二、第二十二條の二から第二十二條の六まで、第二十四條」に改める。

第一百十三條中「第八條の二第十三項」を「第八條の二第十一項」に改める。

第一百十三條中「第七條、第九條、第十一條から第十四條まで及び第十六條」を「第二十一條の二、第二十二條の二から第二十二條の六まで及び第二十四條」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平

成二十六年法律第八十三号) 附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定(同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護予防法(平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。)第五条から第十九条までの規定は、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第六條第二項及び第三項並びに第八條第二項の規定は、旧介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第一百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條第三項	指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第六條第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)	第一号訪問事業(前條に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第五條に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第一号訪問事業	市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する
第八條第二項	指定訪問介護事業者	第六條第三項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者

4 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第十八條第四項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第十八條第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

指定訪問介護の事業	当該第一号訪問事業
指定居宅サービス等基準条例第八條第一項に規定する	市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する

5 (介護予防通所介護に関する経過措置)

5 旧法第五十三條第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は介護保険法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八條の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、旧指定介護予防サービス等基準条例第七條、第九條、第十一條から第十四條まで及び第十六條(第五十二條及び第五十四條第一項において準用する場合に限る。)並びに第四十七條から第五十五條まで、第七十四條並びに第七十六條第一項の規定は、なおその効力を有する。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第四十八條及び第四十九條第二項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第一百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するもの

として市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十八条第二項	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)	第一号通所事業(前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する	
指定通所介護事業者	前条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者	
指定通所介護の事業	当該第一号通所事業	
指定居宅サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する	

7 附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第五十四条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第五十九条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。)の事業	第一号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)
同項において準用する指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する

指定居宅サービス等基準条例第五十九条第一項において読み替えて準用する指定居宅サービス等基準条例第四十九条第一項に規定する 市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
○宮城県条例第三十三号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成二十七年宮城県条例第三十二号)附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。
(事故発生時の対応)

第五十条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、規則で定めるところにより第四十九条第一項に規定する設備を利用して指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合において、当該サービスの提供により事故が発生したときは、前二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第五十二条中「第十四条まで」を「第十三条まで」に改める。

第五十四条中「第十四条まで」を「第十三条まで」に、「第五十条及び第五十一条」を「及び第五十条から第五十一条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成二十七年宮城県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第十四条まで」を「第十三条まで」に改める。

慢性疾病児童等地域支援協議会条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

慢性疾病児童等地域支援協議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等その他の長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっている児童等(同条第一項に規定する児童等をいう。)(以下「慢性疾病児童等」という。)に対する地域における支援に関する重要事項を審議するため、宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十三人以内で組織する。

2 委員は、慢性疾病児童等の家族その他の関係者、医療従事者、慢性疾病児童等の自立の支援に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命

する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
----------------------	---------	---------	---	---

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

婦人保護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

婦人保護施設条例の一部を改正する条例

婦人保護施設条例(平成十七年宮城県条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

ここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

例

第二十四条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」を、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」を、「同令第六十三条第一項」の下に「又は第六十一條第一項」を加え、「同項」を「同令第六十三条第一項」に、「以下同じ」を基準該当児童発達支援事業所を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同令第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。))を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、規則で定める員数の嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)」を、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)」を、「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「同項」を「指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項」に、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第四十三条第一項第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第六十三条第五項」の下に「又は第七十一条第六項」を加え、同項第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同項第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第二号ハ」の下に「又は第七十五条第二項第二号ハ」を加える。

第八十九条中「この節」の下に「並びに附則第二項及び第三項」を加える。
第九十条中「この節において」を削る。
第九十二条の二中「指定障害福祉サービス(以下)の下に「この条において」を加える。
第九十二条の三中「事業所」の下に「(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び四項を加える。

(地域移行支援型ホームに関する特例等)

2 規則で定める要件を満たすものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第九十条の三第一項(第九十二条の四において準用する場合を含む。)の規定にかかわ

らず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

3 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。))において指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。))は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供してはならない。

4 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。))において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、地域移行支援型ホームに関する特例等は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正す

る。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例（平成十七年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条第一項の」を「第十一条第一項の」に改め、同条第二号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第五号中「第八条第四項」を「第九条第四項」に改め、同条第八号中「第十条第一項第三号」を「第十一条第一項第三号」に改める。

第三条第一項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

第五条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第六条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に、「第十二条」を「第十三条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第六条を削る。

第七条中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

第十一条第一項第五号及び第六号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項に次の一号を加える。

七 省令第十四条の十五第一項の規定により宅地建物取引士証の再交付を受けようとする者 四千

五百円

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「二級建築士免許証」を「法第五条第三項の規定により二級建築士免許証」に改め、「又は再交付」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付を受けようとする者 五千九百円
第八条第一項第二号中「又は再交付」を削り、同項に次の一号を加える。

三 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付を受けようとする者 前条第一項第二号の二に掲げる額に相当する額

附 則

この条例は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第一条の三の表の(イ)項」を「第一条の三第一項の表一の(イ)項」に改め、「(シ)尿浄化槽の見取図を除く。」を削る。

第十七条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(建築物に関する構造計算適合性判定手数料)」を付し、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請又は法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定の求めをしようとする者からは、当該申請又は求めに係る建築物一棟につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。

第十七条の二第一項第一号中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「同条第二

号イ」を「同項第二号イ」に改め、同号の表中

十四万円
十六万円
十八万円
二十二万円
三十六万円

を

に改め、同項第二号の表中

十八万円
二十四万円
二十七万円
三十六万円
六十四万円

を

に改め、同条第二項を次のように改める。

十七万六千円
二十三万六千円
二十六万六千円
三十五万六千円
六十三万六千円

2 前項の場合において、法第二十条第二項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる部分がある建築物については、当該部分をそれぞれ別の棟とみなして、前項の規定を適用する。
第十七条の二第三項中「通知」を「求め」に改める。
第十七条の三を削る。
第十八条第一項、第四項及び第五項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改める。

第十八条の二第一項中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改める。
第十八条の三中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に、「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改める。

第十九条の表一の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」を加え、「承認」を「認定」に改め、同表十八の二の項の次に次のように加える。

十八の二の二 法第六十条の三第一項の規定による建築物の高さに関する特例の許可を受けようとする者	十六万円
---	------

第十九条の表十八の三の項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同表十八の四の項中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改め、同表三十六の項の次に次のように加える。

三十六の二 令第三百三十七条の十六第二号の規定による既存の建築物の移転に関する建築基準法令の適用除外に係る認定を受けようとする者	二万七千円
--	-------

第二十条中「又は通知」を「、通知又は求め」に、「第十七条の三第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、「規定による」の下に「申請又は」を加える。

第二十一条第二項中「、第十七条の二及び第十八条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条第二項の規定による通知がされた建築物に係る改正前の第十七条の三第一項に規定する手数料については、なお従前の例による。